

平成 30 年度第3回小金井市空家等対策協議会の主な意見と対応

(平成 30 年 1 月 20 日開催)

委員からのご意見		頁	対応
百瀬委員	・計画期間について、地域によっては人口推計とかけ離れて人口減少が進むこともある。まちづくりにも影響するため、常に目くばせして計画を進めてほしい。	p1	・5年を目途に見直しが必要かどうか検討する。
座長	・基本構想も見直すため、連動して見直しが必要になるかもしれない。		
百瀬委員	・地図の中の字が小さいので、はっきりわかるようにできないか。	p9 他	・可能な範囲で、文字が大きくなるよう修正した。
座長	・概念図中の⑤だけ、行間が長くなっている。	p27	・①～④に揃えて、見やすく修正した。
室岡委員	・既存住宅の質の向上・再利用について、「再利用」を「利活用」に変更してはどうか。	p31	・空家化する前の既存住宅については、耐震改修などにより質を向上し、再利用もしやすくする。既に空家となってしまったものの利活用とは、言葉の使い分けをしているため、事務局案通りとする。
室岡委員	・空家等の利活用の検討について、「個別事案ごとに必要な場合」を「個別事案ごとに利活用が必要な場合」に変更してはどうか。	p36	・ご意見の通り修正した。
座長	・特定空家等への対応について、専門部会の位置づけなどは、次回の協議会で提示されるのか。	p37	(別紙参照)
百瀬委員	・行政がやるもので一番大事なものは、特定空家だということを認識いただきたい。		
藤原委員	・所有者等に対する支援について、除却に対する国の助成制度について、金額がわかれば記載した方がいいのではないか。	p38	・国の説明資料によると、「一定の単価の上限あり」としか記載がなく金額は不明である。負担割合は1/2が上限となる。
藤原委員	・弁護士会の電話番号を変更してほしい。	p42	・ご意見の通り修正した。
室岡委員	・社会福祉協議会への問合せについて、「不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ形式）の相談に関すること」に修正してほしい。また、成年後見制度の相談も行っているため、追記して電話番号も社会福祉協議会の代表電話としてほしい。	p43	・ご意見の通り、電話番号も含めて修正した。
星野委員	・市民から連絡が一番来るのは庁内の窓口ではないか。受付時間の記載がないのはなぜか。また、裏表紙に載せるなど、一番目立つようにしてはどうか。	p44	・受付時間は、市役所の開庁時間なので、平日8時30分～17時となる。 ・計画には記載しないが、概要版の表紙に市の連絡先を掲載することを検討する。
座長	・裏表紙に再録でもいい。		
沖浦委員	・データベースの運用について、市民からの通報や所有者等からの相談とあるが、何をもってデータベースに追加するのか、ルールが明確でない。それから、アウトプットとして、民間事業者にも情報提供できるのか。	p45	・今後定めていくが、情報があつたものは、台帳にどんどん追加している。空家に該当するかどうかは、市で調査して判定する。 ・民間事業者への提供は、個人情報もあり難しい。
座長	・空家かどうか判定が怪しいものと、厳密に空家と判定したものを、分けて管理で		

委員からのご意見		頁	対応
	きるのか。		
座長	・計画書ができたとして、市報等で案内すると思うが、概要版があった方がいいのではないか。	-	・概要版は A3 両面で 1000 部予定している。ホームページに載せるとともに、公民館など市民がみられるような場所に配布する。
百瀬委員	・概要版は、計画書よりも砕けた形で、市民にとって読みやすくしてほしい。どこに相談すればいいか、連絡先も分かりやすくしていただきたい。		
清水委員	・市民に関心を持っていただくのであれば、もっと部数が必要ではないか。		
宇嶋委員	・地方に居住している所有者だと、市の取組みを見る機会がない。今後のことだが、そういう対応も考えないといけない。	-	・納税通知書は検討しているが、税の説明のために通知しているものなので、それを差し置いて空家の話はできず、小さい記事になってしまう。
座長	・市外の納税者に通知すると、関心が高まるかもしれない。		
松井委員	・空家として認定している家に、住民登録をした場合、情報を共有しているのか。空家が犯罪で使われる恐れもある	-	・転入転出の情報とはリンクしていない。